

## 【ロシア】 望ましくない非政府組織の活動を制限する法律

海外立法情報課 小泉 悠

\* 外国 NGO 及び国際 NGO に対し、ロシア検察当局が「望ましくない」と判断すれば活動を禁止した上、罰金刑や懲役刑を科すことのできる法律が制定された。

### 1 NGO 制限法の成立とその概要

プーチン大統領は非政府組織（NGO）の活動制限などについて定めた 2015 年 5 月 23 日連邦法第 129 号「個別のロシア連邦の法令の改正について」（以下、「NGO 活動制限法」という。）に署名した（注 1）。NGO 活動制限法によって改正された法律及びその主な変更点は次のとおりである。

第一に、ロシア連邦刑法典第 29 章が改正され、第 284.1 条が新たに設けられた。第 284.1 条では、ロシア連邦の法令に照らして「望ましくない（нежелательный）」活動を外国の NGO 又は国際 NGO がロシア連邦の領域内で行った場合、その責任者に対して以下に掲げるいずれかの刑罰が科される。当該 NGO の参加者のうち、過去 1 年間に 2 回以上の行政義務違反行為を行った者についても同様の刑罰が科されるが、自発的に活動への参加を取りやめた者に対しては刑罰を適用しないとの補足事項が付されている。

- 30 万以上 50 万ルーブル未満又は 2 年分から 3 年分の年収に相当する罰金（注 2）
- 360 時間未満の義務労働
- 5 年未満の強制労働（場合によって 2 年未満の自由制限を伴う）
- 2 年以上 6 年未満の禁固（場合によって 10 年未満の特定の職業への就労及び特定の活動への参加禁止を伴う）

第二に、NGO 活動制限法によってロシア連邦行政義務違反法典第 20 章に第 20.33 条が新設された。第 20.33 条の規定によると、刑法に違反しない場合であっても、ロシア連邦政府が望ましくないと判断した NGO の活動に参加したり、2012 年 12 月 28 日連邦法第 272 号「人の基本的権利及び自由並びにロシア連邦市民の権利及び自由の侵害に関与した者に対する強制措置について」（以下、「自由権利侵害措置法」という。）（注 3）に違反する活動をした者については、5000 ルーブル以上 1 万 5000 ルーブル未満の罰金が科される。なお、当該の者が公務員である場合、罰金は 2 万ルーブル以上 5 万ルーブル未満、法人の場合には 5 万ルーブル以上 10 万ルーブル未満となる。

第三に、上記の自由権利侵害措置法に第 3.1 条及び第 3.2 条が新設された。第 3.1 条の規定によると、望ましくないと判断されるのは、ロシア連邦の憲法体制の基礎、国防能力又は国家安全保障に対して脅威を及ぼす外国 NGO 及び国際 NGO である。これらの NGO は、当該の活動が確認された当日から、その活動が望ましくないものとして認定され、以下の活動又は行為を禁止される。

- ロシア連邦の領域内に下部組織を設立すること。既存の下部組織については活動が禁止される。

- この法律の第 3.2 条に掲げる措置の結果に対して異議を申し立てること。
- マスコミュニケーション手段及びインターネットを含め、情報の流布を行うこと。
- 望ましくないと認定された他の外国 NGO 及び国際 NGO のために活動を実施すること。

また、第 3.1 条の規定では、これらの NGO を望ましくないとする認定は、ロシア連邦の検事総長又は副検事総長が外務省との合意の上で実施するとしている。認定を解除する場合も同様である。認定及び解除の場合について、最高検察局は NGO の登録を担当する連邦行政機関に対して通告を行わなければならない。

第 3.2 条では、金融機関が望ましくないと認定された NGO に金融サービスを提供することが禁止された。第 3.2 条の規定によると、信用機関及びそれ以外の金融機関は、望ましくないと認定された NGO を当事者の一方とする取引に対して、通貨及びその他の資産に関する金融サービスを提供してはならない。

## 2 NGO 規制を巡る背景

ロシア政府はこれまでも NGO 規制を進めてきており、2012 年 7 月 20 日連邦法第 121 号「外国のエージェントの役割を果たす非営利組織の活動を規制するための個別のロシア連邦法の改正について」（注 4）では、外国から資金や物資の援助を受けている政治 NGO が「外国のエージェント」と規定された。

外国のエージェントに認定された NGO は、ロシア政府のリストに登録され、活動に際してその旨を明らかにする義務を負う。また、当該 NGO は半年ごとに連邦政府機関に対して活動内容と組織指導部の構成を報告し、四半期ごとに資金及びその他の資産（外国からの援助を含む）の使用状況に関する報告書を提出しなければならない。毎年会計監査を受け、半年ごとにインターネット上で活動状況報告を公表することも義務付けられている。

ロシア政府が外国の NGO 活動を取締り対象とする背景には、2011 年以降に中東及び北アフリカ諸国で「アラブの春」と呼ばれる体制転換が発生したことに加え、同年末にはロシアでも下院選挙における不正疑惑をきっかけとして大規模な反政府抗議行動が発生したことが指摘できる。こうした中でロシア政府は、外国がロシアの内政を不安定化する手段として NGO を利用する可能性に着目し、2014 年に改訂された国防政策の指針「軍事ドクトリン」でもこのような記述が盛り込まれた。

注（インターネット情報は 2015 年 6 月 19 日現在である。）

- (1) Федеральный закон Российской Федерации от 23 мая 2015 г. N 129-ФЗ. О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации. <<http://www.rg.ru/2015/05/26/fz129-dok.html>>
- (2) 2015 年 6 月 19 日時点の対円レートは、1 ルーブル=約 2.23 円である。
- (3) Федеральный закон от 28 декабря 2012 г. N 272-ФЗ. О мерах воздействия на лиц, причастных к нарушениям основополагающих прав и свобод человека, прав и свобод граждан Российской Федерации. <<http://www.rg.ru/2012/12/29/zakon-dok.html>>
- (4) Федеральный закон Российской Федерации от 20 июля 2012 г. N 121-ФЗ. О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в части регулирования деятельности некоммерческих организаций, выполняющих функции иностранного агента. <<http://www.rg.ru/2012/07/23/nko-dok.html>>